

性問題行動を持つ青少年の  
**立ち直り支援**

**ハンドブック**



## はじめに

性犯罪は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組みの強化に向けて、国においては、令和2年度から3年間で「集中強化期間」として、加害者対策、教育・啓発の強化を始めとした各種施策に取り組むこととしています。

将来、性犯罪といった重篤な結果に至る前の早い段階から、保護者と周囲の大人が青少年の性問題行動に気づき、当事者に適切な支援を行うことで、再発を防いでいく取組みが重要であり、性問題行動への対応は、青少年の健全育成を支える大人の役割でもあります。

しかしながら、性問題行動か否かを判断するには、判断をする方の年齢や性別、経験などによって異なる場合があります。また、本人の成育歴、養育環境、特性など、個々の状況に応じて、専門機関と連携したきめ細かな対応が必要となる場合もあることから、画一的に支援方法を示すことには難しい面があります。

このため、このハンドブックは、保護者をはじめ、青少年に身近な学校や青少年関係団体、少年サポーターなど“地域の大人”の方々に、青少年の性問題行動に係る基本的な内容について理解を深めていただき、日常生活の様々な場面において青少年の抱える問題に気づき、適切な機関に相談するなど必要な支援につなげる力の向上を図るとともに、その後も、日常生活場面における専門機関と連携した見守りができるように作成しました。本ハンドブックの掲載内容については、性問題行動に関する専門家や県内の専門機関の職員の皆様からのご意見を参考にしながら、共通すると思われる代表的な事例を記載しています。

青少年や保護者の方などから相談を受けた時などにも広くご活用いただけたら幸いです

# 目次

## 第1章 性問題行動について

- (1) 性問題行動とは ..... 3
- (2) 性教育や性問題行動について誤解されやすい主要内容 ..... 4
- (3) 性問題行動の基本的理解 ..... 9
- (4) 性問題行動の背景要因 ..... 12
- (5) 性問題行動が生じる基本構図 ..... 13

## 第2章 「気づく」:子どもの性行動のアセスメント(課題分析)

～性問題行動の程度を判断するポイント～

- (1) 健全な性行動 ..... 15
- (2) 問題となる子どもの性行動とは ..... 17
- (3) 子どもの性問題行動の連続体(スペクトラム)について ..... 18

## 第3章 「つなぐ」:問題行動発生時の初期対応 ..... 19

- (1) 子どもの性問題行動を耳にしたら ..... 20
- (2) 性問題行動の程度を判断するポイント ..... 21

## 第4章 「見守る」:治療教育の基礎知識

～キーワードは「境界線とパワー乱用」～

- (1) 性問題行動を持つ青少年に必要な支援体制 ..... 22
- (2) 境界線について ..... 23
- (3) 家庭内での境界線の侵害 ..... 24
- (4) 大人が実践(協力)すべきこと ..... 25

## 【参考資料】

- ◆ 青少年を取り巻く社会環境の変化 ..... 28  
～SNSによる手軽・広範囲な交友関係の進展～
- ◆ 性問題行動に係る主な法律(ルール)と罰則について ..... 30  
～主な法律等の条文～
- ◆ 相談窓口連絡先一覧 ..... 32

※本書では、性交を含む性的活動全般(例:キス、オーラルセックス、マスターベーション、その他性的な関心や興味に基づく様々な行動。1人で行うか2人以上で行うかは問わない。)を「性行動」と記しています。また、引用資料により、「性問題行動」及び「性的問題行動」の2つの表記がありますが、両者は同じ意味で用いています。

# 第1章 性問題行動について

## (1) 性問題行動とは

青少年(18歳未満)の性的な行動は、年齢や発達段階に応じて変化します。

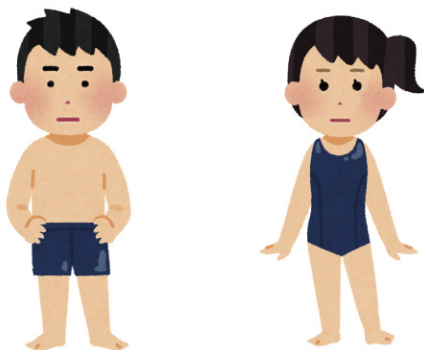
性問題行動とは、発達段階に合わない性的な行動を、自分や他者の身体や心を傷つけるかもしれない方法で行うことです。

基本的に、次のような直接的行為がある場合は、性問題行動と捉えて対応する必要があります。

### (直接的な行為)

- ・性交渉・性器を口や肛門に入れる/入れさせる
- ・口で性器や肛門に触れる/触れさせる
- ・性器の挿入や性器に直接的に触れるような行為の強要・教唆がある
- ・性器を触る/触らせる
- ・舌を使ったキスがある
- ・プライベートパーツ(水着で隠れる部分:下図参照)に触る/触らせる
- ・性的な行為の強要・教唆がある
- ・性器や性交渉の現場を見せる/見せさせる
- ・ポルノ情報を見せる/聴かせる
- ・プライベートパーツを被写体とした画像などの媒体記録を作成する/される

<児童養護施設等における性的問題行動への対応マニュアル 愛媛県 2018年>



## (2) 性教育や性問題行動について誤解されやすい主な内容

### 性教育は幼い子には不適切である ⇒“誤りです”

幼い子どもにも年齢に応じた正確な情報(性教育)は必要です。これにより、性的な虐待からの保護やその予防、周囲の大人に対する被害の訴えについて学ぶことにつながり、結果として、安全な環境を子どもたちに提供することとなります。

### 性のことは専門家、又は、同性の人が教えたらい。話しづらい ⇒“誤りです”

秘密のこ、オープンにしてはいけないことといった誤った意味付けとなり、性被害に遭ったことを大人に訴え出る妨げとなることがあります。保護者(養育者)は、どんな手本を示すか、何を隠さずはっきりと教え、何をこっそりと教えるか、そして、子どもたちの行動や質問についてどのように反応するかという点において重要な役割を果たしています。

<子どもの性問題行動に対する治療介入 エリアナ・ギル他 2019年>



## 寝た子を起こすことになるのでは ⇒”誤りです”

子どもは幼児期から、男女の違いや性器に関心があり、そもそも寝ていません（p. 15参照）。放っておいても成長とともに関心は高まります。教えないことでインターネット等を通じて不適切な探索を行い、被害に遭うこともあります。

子どもへの性教育を早すぎると感じる人の中には、「性のことを話すことへのおそれ」がある場合もあります。都合の悪いことは話さない、見ないのは、大人のほうかもしれません。また、正しい避妊の知識を付与することも重要です。

## 自然に学ぶでしょう。自分たちの時代は友人と情報交換で学んだものだ ⇒”誤りです”

インターネットには科学的根拠のない不正確な情報が蔓延しています。例えば、性行為には、「子どもをつくるため」、「共に楽しく生きるため」等の面が挙げられますが、アダルトビデオやアダルトサイトには、「支配する性関係」を扱ったものが圧倒的に多いです。

人付き合いの希薄さから、誤った情報を修正するだけの人脈がなく、インターネットの情報をうのみにしていることもあります。

